

(議員の任期)

第 7 条 議員の任期は3年とする。

- 2 前項の任期は選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたためあらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたためあらたに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第8条の規約を第7条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
3. この規約変更は、令和3年11月12日の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。